

制定 平成16年10月1日

改正 平成19年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人かながわ国際交流財団(以下「財団」という。)の情報紙及びホームページ(併せて「広告媒体」という。以下同じ。)を活用し、企業、団体等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の制限)

第2条 広告の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、広告を掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治性のあるもの
 - (5) 宗教性のあるもの
 - (6) 社会問題についての主義主張
 - (7) 個人の名刺広告
 - (8) 非科学的又は迷信に類するもの
 - (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると財団が認めるもの
- 2 ホームページでの広告に関しては、広告媒体に掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についても前項の基準を適用する。

(広告の規格等)

第3条 広告媒体における広告掲載の規格及び位置等は、次のとおりとする。

(1) 情報紙

Aタイプ：(1段1枠) 91mm×47mm

Bタイプ：(1段2枠) 182mm×47mm

Cタイプ：(2段2枠) 182mm×95mm

Xタイプ：(1/2P) 182mm×143mm

(2) ホームページ

【A枠】

大きさ：天地60ピクセル × 左右180ピクセル

掲載位置：広告媒体右上

掲載数：8枠

ファイル形式：静止したGIFファイル又はJPGファイル(サイズは12KB程度)

掲載期間：1カ月単位とし、最長で12カ月継続することができる。ただし、広告掲載期間中、火災又は地震等の自然災害、通信の停止等の人災など、財団の責めに帰すべき理由によらない通信遅延又は通信不能については、一切の責任を負わないものとする。また、財団の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたとき、財団は、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間、広告掲載期間を延長する。

(広告掲載料金)

第4条 広告掲載にかかる料金は、次のとおりとする。

(1) 情報紙

規 格	料金 (消費税込)
Aタイプ	10,000円
Bタイプ	20,000円
Cタイプ	40,000円
Xタイプ	60,000円

(2) ホームページ

A枠1枠1カ月につき10,000円(消費税込)とする。1カ月とは、当該月1日から当該月の末日までをいう。

2 財団のホームページと情報紙の双方に広告掲載する場合の広告掲載料金については、理事長が別に定める。

(申込方法)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書(別紙1)に組織及び事業活動に関する資料を添えて、広告掲載希望開始月の前々月末日までに財団に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告原稿は財団が指定する方法により作成し、指定する期日までに電子データで提出するものとする。この場合において、広告原稿を作成することが困難な者については、作成の依頼に基づき財団において作成するものとする。

(広告原稿作成料金)

第7条 広告原稿の作成にかかる料金は、1作成につき10,000円(消費税込)とする。

(広告掲載の決定)

第8条 財団は、申込内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

(広告掲載料及び広告原稿作成料の納付)

第9条 広告主は財団が指定する方法により、指定する期日までに広告掲載料及び広告原稿作成料を財団に納付しなければならない。

(広告内容に関する責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、広告により生じたいかなる紛争についても、広告主が一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告内容が不相当と判明したとき
- (2) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (3) 広告主が指定する期日までに広告掲載料及び広告原稿作成料を納付しなかったとき

(広告掲載料及び広告原稿作成料の返還)

第 12 条 納付した広告掲載料及び広告原稿作成料は、返還しない。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。